

第128回サービス統計・企業統計部会 議事録

1 日 時 令和7年4月7日(月) 14:59~16:53

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室及び遠隔開催(W e b会議)

3 出席者

【委員】

菅 幹雄(部会長)、松村 圭一

【臨時委員】

成田 礼子、宮川 幸三

【専門委員】

滝澤 美帆

【審議協力者】

東京都、大阪府

【調査実施者】

総務省統計局経済統計課：小松課長ほか

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造・企業統計室：田邊室長ほか

【事務局(総務省)】

山田大臣官房審議官

統計委員会担当室：谷本室長、田村次長、松井政策企画調査官

政策統括官(統計制度担当)付統計審査官室：植松審査官、川原調査官ほか

4 議 題 経済センサス - 活動調査及び個人企業経済調査の変更について

5 議事録

○菅部会長 それでは定刻となりましたので、ただ今から第128回サービス統計・企業統計部会を開催します。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。本日は私と松村委員、宮川臨時委員以外の皆さんはウェブで御参加いただいております。なお、二村委員は所用のため本日御欠席との御連絡を頂いております。

本日の審議案件は、3月21日の第215回統計委員会において総務大臣から諮問された「経済センサス - 活動調査及び個人企業経済調査の変更について」です。最初に、審議に先立ちまして私から3点申し上げます。

1点目は審議の進め方です。審議は、資料2の「審査メモ」に沿って、事務局から審査状況と議論すべき論点を説明してもらった後、資料3に基づき、論点ごとに調査実施者から御回答いただいた上で、委員の皆様にご審議いただく形で進めていきたいと考えております。

2点目は参考2でお示ししている審議スケジュールについてです。今回の諮問について

は本日を含め計3回の部会審議を予定しております。ただし、3回の部会で審議が終わらない場合は、大変恐縮ですが、予備日である5月30日にも部会を開催させていただく可能性があることをお含みおきください。なお、答申案については6月に開催予定の統計委員会に御報告したいと考えております。

最後に3点目ですが、本日の審議は17時までを予定しておりますが、進行によって若干の前後は御容赦いただければと思います。円滑な進行に努めますので、恐れ入りますが効率的な議事進行への御協力をお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

それでは審議に入ります。まず、諮問の概要についてですが、これについては既に統計委員会等の場で事前に説明いただいておりますので、この場での説明は割愛させていただきます。なお、3月21日に統計委員会に諮問された際、出席していた委員から御意見がございましたので、これについて事務局から御紹介をお願いいたします。

○植松総務省政策統括官（統計制度担当）室経済統計担当統計審査官室統計審査官 よろしゅうございますか。審査官の植松でございます。

3月21日の統計委員会での御発言について私から御案内させていただきます。第IV期の「公的統計の整備に関する基本的な計画」で求められている経済のデジタル化の把握について、生産物分類の適用への対応や日本標準産業分類の改定への対応の中で、経済センサス-活動調査において把握が進められるよう検討していただきたいといった御発言がございました。紹介させていただきました。

○菅部会長 ありがとうございます。委員会で示された御意見について、この時点で特段の御意見があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは個別事項の審議に入りたいと思います。基本的には資料2の審査メモに沿って審議は進めてまいります。関連の議論をまとめるため、審議を行う順番を一部変更したいと思います。具体的には「1 経済センサス-活動調査の変更について」の「(1) 調査事項の変更」の審議の後に、「3 経済センサス-活動調査の前回答申時における『今後の課題』への対応状況」の審議に進み、1の「(2) 調査方法の変更」に戻ります。ページ番号でいうと、審査メモの4ページまで進めた後、13ページに飛んで5ページに戻ります。

それでは経済センサス-活動報告の変更について、審査メモの1ページにあります。今回申請された計画の変更及び「(1) 調査事項の変更」の「ア サービス分野の収入の内訳に適用される調査品目の見直し」について、事務局から審査状況の説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）室経済統計担当統計審査官室調査官 それでは資料2の審査メモを御覧いただければと思います。事務局の川原と申します。よろしくお願いいたします。

審査メモですけれども、最初に、令和8年経済センサス-活動調査の調査計画の変更点について、枠囲みにありますとおり大きく4点掲載しております。また、今回同時に諮問しております個人企業経済調査につきましても、調査計画の変更について書かせていただいております。本資料ですが、先ほど部会長からもお話がございましたとおり、調査計画

の変更点などにつきまして、それぞれ当室における審査状況と論点ということでまとめさせていただきますものになります。

それでは、1の「(1) 調査事項の変更」のうち「ア サービス分野の収入の内訳に適用される調査品目」の部分につきまして御覧いただければと思います。まず審査状況につきましてですが、最初に前回令和3年調査において生産物分類を基にした調査品目を導入した経緯について、アで述べさせていただいております。平成29年に、GDP統計をはじめとした各種統計の改善に向け、統計改革推進会議というものが設置されておりました。同年5月に統計改革推進会議の最終取りまとめが取りまとめられておまして、GDP統計などについての今後の対応の具体的な方針が取りまとめられているところです。

そのうち今回の生産物分類の適用に関しましては、この資料の表1、1ページから2ページにかけての枠囲みに記載しておりますけれども、サービス分野について生産物分類を整備することと、その後、財分野についても生産物分類の見直しを行うとともに、副業の生産構造を正確に把握するよう経済センサスの改善を図ることが当時求められていたところです。令和3年経済センサス-活動調査につきましては、この最終取りまとめを踏まえまして、サービス分野について生産物分類を基にした調査品目が既に適用されているところです。

ここで若干横道にそれますが、生産物分類の整備につきまして、事務局で席上配布資料として背景事情を含め簡単に経緯をまとめさせていただいております。お手数ですが、パワーポイントの資料で「統計基準と生産物分類」と書いてある、今表示もされておりますけれども、こちらを御覧いただければと思います。

まずスライドの1を御覧いただければと思いますけれども、こちらは統計基準について簡単にまとめさせていただいております。統計法では公的統計の作成に関しての技術的な基準として統計基準というものがございまして、統計法第28条に基づき、統計委員会の意見を聞いた上で総務大臣が定めることとされております。現在、統計基準として定めておりますのは、分類に関する統計基準、これは日本標準産業分類などです。それとあと経済指標に関する統計基準、これは基準年とかを定めているものがございます。今回これから御説明いたします生産物分類につきましては、いわゆる統計基準ではございませんが、統計作成に係る技術的な基準として定めさせていただいているものになります。

スライド2ページを御覧いただければと思います。生産物分類の策定までの経緯についてまとめさせていただいております。先ほども申し上げましたとおり、平成29年の統計改革推進会議最終取りまとめなどを受けまして、生産物分類の構築が政府で進められているところです。まず、サービス分野の生産物分類が2019年に作成されておまして、その後2021年に財分野の生産物分類が作成されております。その後必要な見直しを行った上で、財分野とサービス分野から全体版の生産物分類が2024年に作成されております。今回の令和8年経済センサス-活動調査の調査品目を作成する際に適用されるものは、この2024年に作成されている生産物分類となります。

それではスライド3を御覧ください。生産物分類の考え方を簡単にまとめさせていただいているものになります。生産物分類につきましては、先ほどの最終取りまとめにもござ

いましたとおり、主に生産物の質又は用途の違いに着目して分類することとされておりまして、分類に際しましてはSNAやSUT体系などの推計上の必要性や国際比較可能性、既存の統計の分類項目なども参考にすることで継続性にも配慮することとされているところです。また、分類コードを見ますと、こちらにも記載しておりますとおり、日本標準産業分類とも整合が取れているということです。

スライド4を御覧ください。生産物分類に関連する主要統計のこれまでの状況について整理したものになります。先ほども申し上げましたとおり、生産物分類は2019年、令和元年以降、順次整備が進められております。それ以前に実施した統計調査につきましては、日本標準産業分類を参考にした独自の品目分類が用いられているところです。その後令和3年、経済センサス - 活動調査におきまして、先ほども申し上げましたとおり、サービス分野の生産物分類を適用して、本資料は資料の作成時点が令和3年なので予定と書かれておりますが、その後、経済構造実態調査においても同様にサービス分野の生産物分類が適用されているところです。

これらの経緯を経まして、今回、令和8年経済センサス - 活動調査から財分野・サービス分野の両方で生産物分類を適用した調査品目を導入する計画となっているのが、一連の生産物分類に係るこれまでの検討の経緯です。

それでは審査メモにお戻りいただきまして、2ページのイ以降を御覧いただければと思います。先ほど来申し上げておりますとおり、前回令和3年調査においてサービス分野の調査品目に生産物分類を適用して、サービス収入の内訳を把握したところですが、その結果を分析したところ、計上金額が少ない調査品目や、「その他」品目に大きな額が計上されている状況が見られたところです。このため、本件申請におきましては、サービス分野の調査品目について、SNA等の利活用状況を詳細に把握した上で、見直しが計画されているところです。

これにつきまして審査部局といたしましては、今回の変更につきましてはこれまでの一連の取組を踏まえたものであり、おおむね適切と考えておりますが、論点aからdで挙げさせていただいておりますとおり、具体的な検討過程や回答への影響、特に統計調査の実施に当たっては、生産物分類を適用しつつも、報告者の回答可能性や報告者の負担を考慮した調査品目とすることも重要な論点の一つではないかと考えておりまして、その点を踏まえて確認する必要があるものと考えております。

審査部局からの説明は以上です。

○菅部会長 それでは、各論点について調査実施者から回答をお願いします。

○小松総務省統計局経済統計課長 総務省統計局の小松でございます。このたびはよろしくお願いたします。サービス分野については私から回答させていただきます。

お配りしております「論点への回答」の1ページ目から2ページ目がそれに相当いたします。少し行ったり来たりするところもございますが、御容赦願えればと思います。

まず、サービス分野の収入の内訳に適用される調査品目の見直しに関して論点aからdまでということで、代表的な例、見直しの考え方及び手順、それから評価とかニーズの把握の方法、また回答可能性及び負担の軽減対策という論点がありますが、相互に関わって

いるところがございますので、まとめてここでは回答させていただいております。

生産物分類を踏まえたサービス品目の導入につきましては、先ほど事務局から御紹介いただきましたとおり、令和3年調査から実施していますが、今回これに対しまして、ニーズの再確認それから報告者負担の軽減という2点から見直しを行っているところです。

まずニーズの関係ですが、令和3年調査の時点から品目に対するニーズが変化されていることが考えられることから、改めて利用機関の意見を踏まえまして品目の見直しをしたということで、例示として2ページ目、表①で金融サービス関連のところを挙げさせていただいております。こちらは令和3年の品目では金融サービス1本だったものを、SNA等で使いますということもございまして、令和8年、これだけの品目に一応分割して取らせていただくことを考えているところです。

この見直しにおきましては、非常に調査負担が大きくなる可能性もあるところですが、調査結果への影響が大きい経済構造実態調査の対象としている企業に対しては回答可能性のヒアリングを行いまして確認し、また、比較的規模の小さな企業に対しましては、別添1に1枚付けていますが、実は試験調査の時にアンケートを行ってしまして、特に直轄調査（紙回答）のところがメインなのだろうとは思いますが、分類番号のうち、回答できない・回答しづらいものはあったとしても3割、その中でもなかなか自分のところがどこに当たるのか分からないみたいな話が多くて、そもそもなかなか難しいという話もその半分程度ということで、そこまで大きな影響はないのかなと判断しています。

また、観点のうちの2つ目、報告者負担の軽減の話に関しましては、品目数がもともと生産物分類でかなり多岐にわたるものですので、必要以上に多いとやはり報告者負担はどうしても大きくなるということでございまして、令和3年調査の結果における品目ごとの売上高を確認させていただきまして、利用ニーズを踏まえながら、計上額が少ない品目に関しましてはこれを統合する方法を取ったところです。

代表的な例として2ページ目の表②を御覧いただければと思います。博物館とか美術館とか、動物園・植物園・水族館のサービスの関係です。令和3年のところでは、博物館・美術館と動物園等々、それから指定管理料があるのかそれともそれ以外かというところで、全部で4つに分割して取っておったわけですが、左から5つ目、比率等々を見ていただくとお分かりのとおり、なかなか1つ当たりの比率は非常に小さいと。一方で、SNA等々の要望から指定管理料の区分は生かしてほしいということがございましたので、このような形で一応最終的に2区分にまとめて調査をさせていただく形になっています。

また、その他、※1ですが、令和3年の調査を行ってみた上で回答負担が大きかったもの、この※1では例示として旅館・ホテル宿泊サービスの話を書いています。当初、宿泊料金に朝食とか夕食を含むか否か区分していましたが、なかなかこれは難しいという回答者からの反応があったところでして、こちらに関しては統合させていただいた形を取っているところです。

これ以外にも、令和6年に改定されました生産物分類の内容の反映等々は適宜行っているということで、見直しをしていることとなります。

また、報告者負担の軽減策については追加で御説明を差し上げますが、経済構造実態調

査の対象範囲全てをカバーしております直轄調査におきまして、経済構造実態調査と同様に、過去に回答した品目を最初から調査票上に印刷しておくプレプリントの作業を行う形になっています。また、多数の品目が記載されている分類表からなかなか該当する品目が見つけれないという話もございますので、今回、キーワードで品目を検索できる「分類番号検索システム」を試行的にというか、頑張ってみまして、これを使っていたらどうかと思っている次第です。

この部分に関する私からの御説明は以上です。

○**菅部会長** ありがとうございます。

それでは、ここでただ今の御説明に対し御質問、御意見をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしくお願いたします。

○**松村委員** 御説明ありがとうございます。今回検討に当たって企業へのヒアリングや試験調査、またアンケートの実施など入念に準備いただいたうえで、今後の対応としても例えばプレプリントや分類番号検索システムの導入を検討されるということで、報告者にとってはより回答しやすいものに改善されることを期待しております。

その上で、別添1で紙の方で支障があったのが3割、オンラインで15%程度あります。この結果を支障が低いとお話しされたのですが、そうはいつでもそれなりの比率かと思えます。本調査で同じ比率で考えると、結構な企業数になるかと思えますが、そのような企業に対してどのように考えられているかを御説明いただければと思います。

○**小松総務省統計局経済統計課長** 御意見ありがとうございます。確かに3割を多いと見るのか少ないと見るのかということは考え方がいろいろとあるかと思えます。ただ、この直轄調査の紙回答の話でいけば、1ポツの分類表のどこに該当するか分からなかったという話に関しては、もしかしたらという言い方も何ですが、分類番号のシステムの方である程度解消できればいいかなと思っております。今後もその辺をうまくやっていければ、少しはよくなっていくのかなと思えます。

一方で、区分ごとに管理していなかったという話は事業所等々を相手にする調査に対してはしばしばある話ですが、こちらに関しては、早めにコールセンター等々にお電話いただいた上で、できるだけ正確なところをこちらの方からむしろ御案内するやり方をするしかないところがあるかと思えます。持っている金額をどうやって区分するかみたいな話も、なかなか所によって難しいところ・簡単なおところがあるでしょうから、その辺は御相談しながらしっかりやっていくのはこれまでも一応やってきたところではございますし、今後もその努力は続けた上で、できるだけそちらに回る人を減らしていくのがお仕事かなと思っております。今後も努力させていただきたいと思えます。

以上です。

○**松村委員** ありがとうございます。御説明のとおり、分類番号のところは今回導入される分類番号検索システムである程度解消されるのかと期待しております。やはり、今言及された、調査票の形で売上金額を分類していないのが一番多くて、答える側からすると分かりづらく、かなり手間になるところではありますので、その対応を是非丁寧にやっていただければありがたいと思っております。

○小松総務省統計局経済統計課長 ありがとうございます。

○菅部会長 ほかに御意見はございますか。あるいは御質問はありますか。特にありませんか。

ここについては、松村委員から御意見がありましたように、回答できないのが大体3割くらいと現段階ではあるけれども、調査側の説明によりますと、分類番号検索システム等でこれについては低下の見込みがあるということですので、その形で御了承いただける形でよろしいでしょうか。恐らく、下がることは確かに下がるだろうとは思っているので、そうすると3割が2割になるのかなという感じはいたしますけれども、それを期待したいと思っておりますので、この点については皆様の御了承を頂けたものとして整理させていただきたいと思っております。

それでは、審査メモの2ページにあります「イ 財分野の生産物分類の把握」について、事務局から審査状況の御説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官(統計制度担当)室経済統計担当統計審査官室調査官 それでは、引き続き財分野の生産物分類の把握について審査メモを御覧いただければと思います。生産物分類の把握につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、平成29年5月の統計改革推進会議最終取りまとめ等の内容を踏まえまして、本件申請におきまして、財分野の調査品目につきましてもサービス分野と同様、SNA等の精度向上に資する目的で、生産物分類に基づいた調査品目に見直すことを今回計画しているものです。

こちらにつきましてはサービス分野の生産物分類の適用に続く対応でございまして、審査部局といたしましてもおおむね適切と考えておりますが、論点をaからdに挙げさせていただいておりますとおり、従来との接続や利活用面、報告者の回答可能性等について確認する必要があるものと考えております。

審査部局からは以上です。

○菅部会長 それでは各論点について調査実施者から御回答をお願いいたします。

○田邊経済産業省大臣官房調査統計グループ構造・企業統計室長 経済産業省でございます。財分野の生産物分類の把握につきましては私から回答させていただきます。

論点を4つほど頂いておりますけれども、先ほど小松課長からもお話があったとおり、論点で回答が前後するところがございますので、分けて回答はさせていただいておりますけれども、関連するところをつなげて回答させていただきたいと思っております。

まず、今回の財分野の調査品目の適用に当たって、調査品目との違いはこれまでのものとどう違うのかということ。それから財分野の生産物分類を適用するに当たり、どのような考え方に基づいて検討し、どのような手順で行ったのかという点。それから記入者負担の軽減対策。それから利活用者への対応。この4つを論点として頂いているところでございます。

まずaでございますけれども、今回の調査品目の検討に当たりまして、前身である工業統計調査それから商業統計調査、この品目設定を踏襲して経済センサスがこれまで独自に設定した品目を使ってまいりましたけれども、今回、財分野に係る生産物分類の統合分類また詳細分類の設定がされましたので、整合性を加味した上で品目設定をすることを念頭

に検討したところでは。

bで、どのような考え方に基づいて検討を行ったのかという御指摘を頂いています。財分野の生産物分類をこうやって検討していくに当たりまして、3点ほど大きな柱で検討の内容を考えたところです。まず1つ目は従来からのデータ利活用への配慮でございます。結果データの継続性を確保していく観点。それから国民経済計算、産業連関表などをはじめとした利活用の実態です。

恐縮です。これは4ページの頭ですね。論点bの回答ということですが、2つ目が新設分類の整合性確保ということで、先ほど申し上げたとおり生産物分類の統合分類それから詳細分類、ここら辺の整合性を確保していくこと。併せて日本標準産業分類も若干改定されておりますので、この内容を反映するということです。

3番目は直近の生産などの実態反映ということで、直近データから秘匿対応になるような品目の整理とか統合、それから「その他」の項目の中で、生産などこれから規模が拡大するのであろう品目などについてはむしろ取り出しをしていくと。この観点から検討してきたところです。

3ページに戻っていただきまして、具体的に今回の見直しをした品目の例を幾つか載せています。まず分割をした品目の例です。事例1と書かせていただいておりますけれども、従来の印刷技術に基づいた品目分類ということで「オフセット印刷」に単一の品目分類となっておりましたけれども、これを今回の生産物分類の統合分類「印刷」に含まれる用途で詳細分類の内容を反映して、幾つかに分けさせていただいたものです。

一方、事例2では統合となっておりますけれども、こちらの方は従来の品目分類では「ぶどう糖」それから「水あめ、麦芽糖」などについて分けてございましたけれども、結果から見ますと、事業所数が少数であり計上金額も少額であることを考慮いたしまして、生産物分類の統合分類にあります「でんぷん糖類」に含まれる「でんぷん由来甘味料」という詳細分類を反映して、今回は統合してみたということです。

それから分割・統合の併存ということですが、事例3ですけれども、4ページ目の頭に図が載っておりますので、そちらを見てお聞きいただければと思います。従来の品目分類においては「その他の電気照明器具」に「LED器具」であるとか「自動車・二輪自動車用電気照明器具」といったものが含まれていたということです。このような品目につきましては、今後需要増が見込まれていくこと、それから製品によっては一定の需要があることを考慮しますと、生産物分類の統合分類「電気照明器具」に含まれる詳細分類を反映して分割させていただいたところです。

他方、「水銀灯器具」のようなものについては、やはり事業所が少数かつ計上金額も少額ということですので、「その他」の中に統合していくことをしてきたところです。

それから、このような見直しについて回答可能性とか記入報告者負担の軽減策でどういふものを検討しているのかということでした。4ページ目の後段で、cです。主に製造品目については直近のデータを、先ほど申し上げたとおり、実績の確認をしていて、その規模が小さくて表章上も秘匿になり得るものについては改めて確認して、他の品目との統合を図るようなことをベースにやっております。また、現在、財品目の生産実態などに

整合が取れたものにするように整理をして、先ほど申し上げたとおり、生産品目がこれから拡大していくようなところは区分をしてまいったところでは。

このようなところについて、区分設定の内容を試験調査、先ほども御説明がありましたとおり試験調査であるとか企業及び業界ヒアリングなどを通じて記入の可能性などについても確認させていただいて、その結果を踏まえて設定しているところです。また、記入者の負担軽減対策ということでもう一つ、先ほど小松課長からも御説明がありましたとおり、品目分類の提示は当然ですけれども、システム上での検索機能の提供も併せてやっていくということで、記入者負担の軽減を図ろうというものです。

5 ページ目上段です。一方で、これまでの調査結果とどのような差異が出るのかということ、その点について利用者に分かりやすく周知するための措置はどういうことを考えているかということです。先ほど論点 a で御説明しましたとおり、事例 1 とか事例 2 のとおり、従前の品目分類をまたぐような変更はしていないケースがほとんどです。その中を分割したり統合したりというケースがほとんどであるということで、調査結果に大きな影響は出てこないと考えているところです。

また一方、結果の利用者に対しては比較情報、これは集計結果公表時に併せて掲載することはもちろんですけれども、統計法による二次利用の申請者に対しては、このような電子的な情報を提供して内容の周知それから利便性の確保を図ってまいり、このような形で対応していきたいと思っているところです。

財分野の生産物分類の把握に関する御回答については以上です。

○**菅部会長** それでは、ただ今の御説明に対し御質問、御意見をお願いいたします。よろしくをお願いします。

○**宮川臨時委員** 御説明ありがとうございました。生産物分類の導入については、もともとそれこそ最初に御紹介いただいたように改革の委員会で決まっていたことということなので、実際に生産物分類も完成したので、このような形で導入されるのは非常に一歩前進だなと考えております。

これは質問ですけれども、これは財分野だけではなくサービスもそうですが、統合したケースとか分割した事例、それから組み替えたみたいなものもいろいろ出しているのですが、トータルで統合が何分類ぐらいあって、分割が全部で何分類ぐらいあって、令和 3 年から 8 年にかけて全体の部門数はどのぐらい変わったみたいなものはどこかに出ているのでしょうか。もしそういうものがあつたら参考資料的に見せていただくと全体像が分かるのかなと思ったのですが。

○**小松総務省統計局経済統計課長** すみません。過去、研究会の資料で最終的に分割・統合を含めて幾つになったという資料は出しておりまして、この場でお配りしていないですが、それは必要に応じて後で共有できればと思います。

合計でいくと、令和 3 年の品目数が 2,435 ある中で、352 の統合と 244 の分割がありまして、最終的に 2,233 品目になった形になっています。

○**宮川臨時委員** ありがとうございます。そういうことであればいいと思います。

○**菅部会長** トータルで品目数は減っているという理解でよろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。成田臨時委員、よろしくお願ひいたします。

○成田臨時委員 成田でございます。

質問ですけれども、資料3の3ページにあるオフセット印刷物が分割されているのですけれども、今、印刷物って一般的に減ってしまして、監査法人でもほかの一般企業でも。そのような中で分ける意義を教えてくださいなと思ひまして、よろしくお願ひします。

○菅部会長 それではよろしくお願ひいたします。

○田邊経済産業省大臣官房調査統計グループ構造・企業統計室長 ありがとうございます。経済産業省でございます。

先ほど申し上げたとおり、こちらの方、回答になっているかどうかというところもありますけれども、用途分類に基づいて生産物分類で詳細分類が設定されたということもございます。本来のこの生産物分類の適用の目的は先ほど御紹介のあったとおり、SUTとか国民経済計算、こちらの計算の基本的な精度向上を目的としているということですので、我々としては生産物分類の分類にまず合わせた形での区分が可能かどうかというところが出発点です。

今回この形で区分をさせていただいたものを業界にも確認させていただいたところ、むしろ書き方も含めてこのような区分にさせていただいた方が記載がしやすいということでお話を頂戴して、区分をしているものですので、まずはそのような目的から区分をさせていただいたところで御理解いただければと思ひます。

以上です。

○菅部会長 成田臨時委員、いかがでしょうか。

○成田臨時委員 回答予定の会社が、こちらでも回答できるということですね。

○田邊経済産業省大臣官房調査統計グループ構造・企業統計室長 そのとおりです。ヒアリングをさせていただいた結果、むしろこの書き方、出版・商業オフセット、それぞれの書き方の方が区分がしやすい、書き方でも書きやすいということでお願ひいただいたものに分けていると御理解いただければと思ひます。

○成田臨時委員 それでは結構です。どうもありがとうございました。

○菅部会長 供給・使用表というものをこの経済センサスに基づいて作っておりまして、それは用途が重要な情報なので。この場合ですと例えば証券とか包装とか、この辺りが用途を分けるために重要な情報で、かつ、今御説明があったように、恐らく分かれている方が書きやすいこともあるということだと思ひます。そういうことで、今、成田臨時委員から御指摘があったように、もう紙なんかなくなるのではないかということは御指摘のとおりなんだけれども、用途の情報が増えることは供給・使用表の精度向上になって、ひいてはGDPの精度向上には確かにつながるのであろうというお話であらうと思ひます。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。松村委員、よろしくお願ひいたします。

○松村委員 御説明ありがとうございます。私からは5ページ目の上段、論点dのところですが、是非ユーザーへの分かりやすい周知を、釈迦に説法かとは思ひますけれども、改めてよろしくお願ひします。リンクが隅の方にあつて分かりづらいとか、資料が分厚くて

何ページ目に知りたい情報があるのか分からないという出し方はないと思いますが、今回の変更のポイントを1～2枚程度でまとめたものがあると、ユーザーにとっては大変ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○菅部会長 これは御要望ということですのでけれども、いかがでしょうか。調査側は御回答がありますでしょうか。

○小松総務省統計局経済統計課長 御意見をありがとうございます。できるだけ私たちも変更部分については分かりやすいものを出そうと思っております、生産物分類に関してはある程度対応表等々を作る予定だという話で聞いておりますので、またそういう形を出していった上で、更に調査をしていく上でいろいろと御指摘があればどんどん改善させていただければと思っております。

○菅部会長 ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

今の御意見をまとめますと、一つは、トータルで増えたか減ったかということをやはり分かりやすく示すべきであるということなので、これについては後日、資料として提供していただけたらと思います。

2番目は、御指摘にあったように、分割する、つまり社会的にそれほどニーズが増えているとは思えない品目について分割する意義は何かということ、これは供給・使用表の精度で説明されたということで、しかもそれが報告者負担に特にならないということですので、そこは御理解いただけたのではないかと思います。

最後に、少し変更が分かりづらいのではないかとということ、それはあると思うので、それについては調査側から分かりやすい説明、対応表をユーザーに提供するというお話ですので、それをお願いしたいと思います。

そうすると、基本的な点において方向性については御了解いただけたものと認識しますので、頂いた御意見については御対応いただけるということですので、その形で整理させていただけたらと思います。

次に、審査メモの3ページ「ウ その他の調査事項の見直し」について、事務局から審査状況の御説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）室経済統計担当統計審査官室調査官 それでは3ページの「ウ その他の調査事項の見直し」を御覧ください。本件申請では、調査事項について、大きく分けまして3点の見直しを計画しているところです。1点目ですが、従前、経済産業省で実施されておりました特定サービス産業実態調査から本調査に移行して継続的に把握していた調査項目の取扱いについて、今回取りやめるといふもの。2点目は、卸売・小売等の事業の業態の把握方法について見直しを行うもの。3点目は、専ら管理・補助的業務を行っているか否かについて調査事項を追加するもの、などです。

これらの変更につきましては、調査結果の精度向上や経済構造実態調査の実績、利活用ニーズ等を踏まえたものと考えておりました、審査部局としても特に問題ないものと考えておりますが、論点の中にも掲げさせていただきましたとおり、利活用面での支障、見直しの必要性などについて確認する必要があると考えております。

また、表2の「また」以降に記載がありますとおり、「法人でない団体」に関して配布す

る調査票につきまして、これまでの産業共通調査票から産業別単独事業所調査票に見直すことも計画しているところです。こちらにつきましては論点を掲げさせていただいておりますけれども、「法人でない団体」については調査方法の変更などとも関連いたしますことから、これにつきましては後ほど一括して調査実施者から御説明いただきたいと考えておりまして、それを踏まえて御審議いただければと考えているところです。

審査部局からの説明は以上です。

○菅部会長 それでは各論点について調査実施者から御回答をお願いいたします。

○小松総務省統計局経済統計課長 統計局の小松でございます。私から御説明いたします。

論点の方は廃止するものとそれ以外とプラスワンという形に分かれていますので、一応その順番に回答を作らせていただいております。

私どもの回答の5ページから御覧いただければと思います。初めに、廃止の関係のところをaという形でまとめています。

まず一番最初、論点メモの①で書かれております旧特定サービス産業実態調査項目の廃止の関係です。こちらにつきましては、経済産業省所管のサービス産業の特性事項を把握することを目的に、経済構造実態調査の乙調査で今まで年次の調査でも把握していたものですが、先般より御審議いただいていたとおり、要は産業横断的な事項を把握するという話がどんどん進展していきます中で、産業横断的に見られる品目の生産物分類の方へ移行してまいりましょうということを今回全面的に受けているところがございます。

こちらを受けて位置付けを見直してみた結果、経済構造実態調査でもこの乙調査は廃止されている形になってございまして、その代わりに生産物分類の方が入ってきていることとなります。この廃止を受けまして、改めて過去の経済活動における本項目の利用活用実績を踏まえまして見た結果、活動調査の方でも廃止させていただくという結論に至ったということです。

なお、当該乙調査の廃止時にSNA利用のために措置している品目、具体的には括弧内にございますとおりクレジットカード、ソフト関連、それから映像著作権関連等々につきましては、引き続き経済センサス - 活動調査においても措置することを考えているということで、利活用上にはできるだけ影響がないように考えているところです。

それから廃止のうちの2つ目、論点メモでは⑥になっている部分ですが、物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高について、一応これは廃止という形にはなっていますが、こちらについても生産物分類への移行の関係ということでして、「建設、サービス収入の内訳」におきまして、生産物分類に対応した形でこちらは取り続ける形を考えていることで、こちらを廃止する代わりに生産物分類でしっかりと取ってまいるといったことです。

最後の、個人経営の支所・支社・支店に係る「本所の正式名称・所在地等」の件ですが、こちらは冒頭にも書いてございますように実は集計事項の変更に伴って不必要になったものを廃止する形のものでありますので、誠に恐縮ですが、これにつきましては集計事項の部分でまとめて御説明させていただければと思っております。

それから5ページ目の下の方、論点bのところ、今回追加するものもしくは見直しする

ものという形になってまいります。すみません、こちらは4つあるのですけれども、回答の一番上に書いてありますところ、先ほども御紹介がございました「卸売業・小売業」の調査票の店舗形態に「均一価格店」を追加するものですが、こちらは産業分類の改定によって新設された分類に対応する中で、品目からなかなか産業格付を行うことが特に難しい部分ということで、こちらについては正確な産業把握のために1つ追加させていただいたものです。

それから「管理・補助的業務か否か」のチェック欄の追加の部分に関しましては、御参考までに論点メモでは③に相当しますが、こちらに関しても産業格付の業務を円滑化するために、なかなか分かりにくい管理・補助的業務についてチェック欄を設けたものという形になっています。

またその次、「事業の業態」の回答方法を変更というものですが、なかなかこれは見ただけだと分かりにくいですが、もしお手元に御余裕があれば、資料1-2の50ページ辺りがちょうどそれに該当する調査票ではあるのですけれども、見ていただくと、ある意味一目瞭然で分かりやすいところもございますが、令和3年のところでは、この「事業の業態」については記入の仕方を見て適宜なコードを書いてくださいという形になっておったのですが、これをきちんと書き下した形で、関係のあるところだけえり抜いて書きまして、この中で選んでくだされば結構ですという形に変えたものでございまして、負担の軽減に一応つながっているのではないかなと思います。

それから一番最後のポツ、「この場所での事業所の開設時期」の選択肢について、少し長めに、平成28年から各年にしているものです。通常「この事業所での開設時期」につきましては、要は存続していれば開設時期が同じなのは当たり前ですので、過去の調査から現在の調査までの期間について毎年で把握して、あとは期間で見るというやり方を取っていたわけですが、前回調査が新型コロナウイルス感染症の影響で、なかなか回答が難しかったというか、そういうところがあったところもございまして、令和3年で聞いていた期間に関しましては再度ここを取らせていただければと思っているところがございます。こちらは該当するところにチェックするだけですので、そんなに重い負担ではないかなと考えているところです。

最後、論点cになっております「法人でない団体」の関係です。こちらは最後ポツになっていると御紹介のあったところですが、こちらは別添3を御覧いただければと思います。ほかの論点も込みなので、ここでまとめて御説明させていただければと思います。そもそも『法人でない団体』のうち非ネットワーク型産業（主に共同企業体）の事業所に関する論点への回答について」ということとございまして、これ、「法人でない団体」全体のうち、かなり大きな企業が含まれております共同企業体について適切な調査をするために、形態を変えたいという形のもので、かなり細かく書いておりました恐縮ですが、取りあえず絵の方を見ていただければと思います。

令和3年の調査の場合は、共同企業体に対しては、その出資元というか親元の企業に対して照会をして、おのおのどのくらいがそちらの企業に属するかということ分割して答えていただいたということで、これは結構大変だったというお話になります。企業同士で

どのように分けたいのかみたいな話を考えないといけないということで、結構大変だったということもございます。

今回の調査に当たりましては、このようなやり方ですといろいろ重複が出たりとかうまくいかなかったりということがありますので、これについて共同企業体自体にも直接調査票をお配りしまして、しっかりと回答していただく方法を取ろうと考えているところでして、このような形で取ればきっちりと回答も取れるのではないかとということで、これに伴いまして、配る調査票を変更したりというようなこともやっているということです。

なお、「法人でない団体」のうち非ネットワーク型の産業ではほかに何があるかという話は下の方に書いてありますが、あとは学童保育とか公民館とかそういうところでして、あまり売上高が別に多いところではないということで、ここは淡々と調査をさせていただければと思う次第でございます。

なお、このような形で調査方法を変更したことに伴って、例えば重複するとか間違っただけで答えることもあるかとは思いますが、こちらについてはしっかりとチェックしてまいるといってございまして、それほど数が別に多いわけではないですので、チェックをする代わりに内容をきっちりと答えてもらおうという考え方の一環とお考えいただければと思います。

私からのこの部分についての説明は以上です。

○首部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明に対し御質問、御意見をお願いいたします。いかがでしょうか。それでは宮川臨時委員、よろしく願いいたします。

○宮川臨時委員 御説明ありがとうございます。私からは2点質問のようなことがあるのですが。

まず一つは均一価格店について、均一価格店が産業分類でできたのでこれを調査する必要があると。これはもうそのとおりだと思うのですが。

これは産業分類の議論の時にも話に出ていたと記憶しているのですが、例えばコンビニエンスストアで均一価格店の100円何とかみたいなそういうものがあつたりであるとか、あるいはこれは均一価格店だけでなく前からそうだったのですが、コンビニエンスストアの中に薬屋さんがあって、ドラッグストアと兼ねているようなイメージのところとか、いろいろあると思うんですね、複雑なケースが。そんなに数は多くないと思うのですが。

そういうケースで、たしか複合しているケースはどちらかを優先するみたいな話も出ていたような気もするのですが、その辺りは記入者側から見て、混乱したり、同じような形態で違うことを書いたりする人がいないように、何らかの措置というか説明が必要かと思うのですが、その辺りは何か対応されているのでしょうかというのが1点目の質問です。

2点目は管理・補助的業務の話ですが、これも必要だということは非常によく分かるわけですが、これは産業分類の判断ということですから、J S I Cでいうと各中分類の下に付いている小分類の管理・補助的活動の部門かどうかを識別する意味では、それと完全に整合的な場合にチェックをすることを想定されているのかなと思ったのですが。

結構あり得そうなケースとして、ここにチェックをされているのに売上げが立っている

ケース、それは本業の売上げですね。本業の売上げが立っている場合は実は管理・補助的でなくするのが正しいのか、その辺りも微妙なところはあると思いますし、過去もこれは厳密にしっかりできたかという、なかなか難しい部分、判断が難しい部分だと思うのですが。その辺りで、チェックしてあるのに例えば売上げが立っているケースとか、そのようなケースはかえって混乱を招きそうな気もするのですが、その辺りはどのように処理するお考えでしょうか。

以上2点になります。

○**菅部会長** 御回答をお願いいたします。

○**田邊経済産業省大臣官房調査統計グループ構造・企業統計室長** ありがとうございます。まず均一価格店のお話ですが、経済産業省から回答させていただきます。

これは先生が御指摘のとおりで、非常に難しい線引きですので、ここは本当に丁寧に説明書きをするしかないかなと思っております。特に妙案というようなものがすぐに出てこないところもあるのですけれども、これはもう、このような形態の事業をやっている場合はこれを選んでくださいということをしちんと丁寧に説明するような資料を作っていくなと思います。

これまでもコンビニとかドラッグストアも形態変更をいろいろされているところではございますけれども、KKJも含めていろいろな形での経験もありますので、そのようなところを丁寧に少し資料の中にも織り込んで説明するようにしたいと思います。

○**小松総務省統計局経済統計課長** 引き続き、管理・補助的業務の話について御説明いたします。ある意味、売上高が立っていておかしいじゃないかというのは非常に分かりやすい事例だと思いますので、そういう部分については何らかの形でチェックで引っかけて、後で確認し直すことは可能だと思っています。

一方で、過去でもなかなか取り切れていなくて、今回、要は結果として断層が出るとかいろいろな形が出ることはあり得るかとは思いますが、原則としては正しい値がむしろ今回は取れるだろうという期待を持ってやっておりますので、もちろん回答状況を見てからはございますが、その辺は見た上でしっかりと数値を出した上で、もし何らかの異常というか、前回との比較上注意することがあれば、そこはしっかりと説明してまいるというやり方を取りたいと思っています。

○**宮川臨時委員** ありがとうございます。まず、均一価格店の方は御説明をきちんとしっかりしていただくことでよいと思いますし、管理・補助的業務の方は、結局経済センサスの問題以前に、まず産業分類として本当にこれでいいのかということは、議論をされているのは別に私が文句を言っているわけではなくて、そもそも産業分類の改定の中から議論されていて、まだ積み残しみたいな部分があったと思うので、なかなか難しいのは事実だと思うのですけれども。

やはり仮にここにチェックがあったからといって、売上高が立っているものも全部それにしてしまうとか、何といたしますか、その回答次第で適当に分けてしまっただけで統一性がないのが一番使う側としては困るだろうし解釈のしようが難しいと思うので、何らかの基準を設けて、過去と断層ができるのは確かにしょうがないかもしれなくて、だからこそ今回こ

れを作ったのは納得できる御説明だと思いますので、何を管理・補助的にしているのかという定義を明確にした上で、しっかりと把握できる体制にしていただければよろしいのかなど、今の話を伺って思いました。ありがとうございました。

○菅部会長 かつて商業統計調査はかなり厳密に業態分類をやっていたのですね。すごくフローを緻密に作ってやっていた。今回それは多分できない。ただ、そのマークしたものをそのまま信用するのも困るので、じゃあかつてのようなフローは作れないという難しさがあるのですけれども、その辺り方針というか、フローはあった方がいいということなんだろうと思うんです。そこまでは御検討なさっていらっしゃらないだろうと思うのだけれども、ただ、かつてのようなかなり厳密な業態分類はもう間違いなくできないので。というのはそれに関する調査事項がなくなってしまうから。だからその難しさですよ。これからということになるけれども。

かつては24時間営業とかいろいろな調査事項を入れていた。ただ、今回だったら均一価格店に関する調査事項を入れてフローを作れば、まあ厳密にはできるのだけれども、さすがにそれまでは負担ができないので、じゃあそのまま信用するのかという問題提起なので、そこについてはよく考えていただきたいということだと思います。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

この変更につきましては、先ほど言った要するに2点、業態のところと管理・補助的のところに関して、調査事項にマークしたものをそのまま分類するのではなく、検討していただけるということだけれども、それに関連して、基準というか、厳密な数量基準を設けるのは難しいのだけれども、基準を明示したものを示す必要があるということなのではないかなと思うので、それについて、何といたらいいのでしょうか、調査実施者には対応していただけたらと思います。

よろしいでしょうか。ほかに御意見等ございますでしょうか。

それでは、次にまいらせていただきたいと思います。ここで審査メモの13ページに飛びます。「経済センサス - 活動調査の前回答申時における『今後の課題』への対応状況」についての審議に進めさせていただきたいと思います。それでは事務局から御説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）室経済統計担当統計審査官室調査官 前回の課題が調査事項に係るものということでしたので、ここでまとめてということで御審議をいただければと考えております。審査メモの「3 本調査に関する統計委員会諮問第140号の答申における『今後の課題』への対応状況」を御覧ください。

前回令和3年経済センサス - 活動調査に係る統計委員会からの答申時に、今後の課題といたしまして、枠囲みの中にございますとおり、調査事項のうち「支払利息等」を令和3年調査の時に削除したことにつきまして、今後国民経済計算推計等に必要とされる可能性もあることから、調査結果の利活用ニーズの変化等を把握した上で、次回調査において調査項目として再度把握することについて検討することという御指摘があったところです。

これにつきましてですが、調査実施者において関係府省等に照会を行ったところ、特段支払利息等を再度把握してほしいという要望は特になく、事前に調査実施者で開催

された研究会等においても、国民経済計算等においては既存のデータの利活用によりこのような点は推計ができていくということで、本調査で支払利息等を把握しなくても問題ないことが確認されたところでした。調査実施者といたしましては引き続き支払利息等を把握しないこととされているところです。

この結論につきまして審査部局といたしましても、特段の問題はないものと考えておりますけれども、論点を掲げさせていただきまして、前回調査で既に支払利息等を把握を取りやめておりますので、その後何らかの影響があったかどうかという点、また、ニーズの検証状況等を念のため確認する必要があると考えている次第です。

審査部局からの説明は以上です。

○**菅部会長** それでは調査実施者から御回答をお願いいたします。

○**小松総務省統計局経済統計課長** 統計局から回答させていただきます。

ほとんど先ほど事務局から説明していただいた話の内容は尽きているわけですが、今回改めて支払利息の関係に関しましては、ニーズの把握それから特に関係のある内閣府等々の部局にも御相談し、一回研究会でも課題にしたところですが、やはり特段これが必要であると、復活してほしいというような要望はなかったところがございまして、こちらについては把握しない形にさせていただければと思っています。

○**菅部会長** それでは、ただ今の御説明に対して御質問、御意見ををお願いいたします。よろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、本項目については特に御異論がないということですので、過去の答申における今後の課題への対応は適当であると整理したいと思います。

次に、審査メモの5ページに戻っていただきまして、「(2) 調査方法の変更」の「ア オンライン先行回答方式の導入等」について、事務局から審査状況の御説明をお願いいたします。

○**川原総務省政策統括官（統計制度担当）室経済統計担当統計審査官室調査官** それでは審査メモの5ページ「(2) 調査方法の変更」のうち「ア オンライン先行回答方式の導入等」を御覧いただければと思います。

若干オンライン調査に関しまして背景事情を申し上げますと、第Ⅳ期の「公的統計の整備に関する基本的な計画」におきまして、オンライン調査による回答につきましては、この資料の中の表3に記載しておりますとおり、基幹統計調査におけるオンラインによる回答割合を企業系調査においては8割以上という非常に高い目標を目指しまして、システムの改善等に取り組むことが基本計画の中で掲げられているところです。

これを踏まえまして本件申請におきましては、調査方法につきまして、国が民間の調査実施事業者に委託して実施するいわゆる直轄調査と呼ばれるものと、調査員が調査票を直接報告者に配布することにより実施する調査員調査のいずれにおきましても、まずはオンライン回答を基本とする方針であるということで、今回変更計画が出てきたところです。

具体的な流れにつきましては、後ろの6ページにイメージ図が入っておりますので、こちらを御覧いただければと思います。上の方がいわゆる直轄調査でございまして、こちらにつきましては、まずはオンライン回答に必要な書類のみを先行して送付して、調査実施

事業所からの要望等に応じて紙の調査票を追って配布し回答することも可能とするということで、オンライン回答を原則とするような形としております。

また、下の方の調査員調査につきましては、こちらも直轄調査と同様ですが、オンライン回答を基本としつつ、若干違う点としては、オンラインでの回答がなかった事業所に関しましては紙の調査票とオンライン回答に必要な書類を同時に配布して、回答をお願いする形としております。なお、調査員が実際に現地を回って新たに捕捉したいいわゆる新設事業所につきましては、いきなりオンラインは困難でございますので、当初から紙の調査票とオンライン回答に必要な書類を同時に配布することを計画しているものです。

更にその下のところにも少し記載しておりますけれども、オンライン回答を推進するための電子調査票の改善や解説動画の作成など、ソフト面での充実、改善等にも取り組むこととされております。

これらオンラインを先行して回答していただく方法の導入の取組につきましては、第Ⅳ期基本計画が、先ほど申し上げましたとおり、オンライン回答につきまして高い目標を掲げているところを踏まえて、非常に積極的といいますか、踏み込んだ対応をとるということでありまして、審査部局といたしましてもおおむね適切と考えているところですが、下の方の論点 a から d に掲げておりますとおり、今回の見直しによる効果や報告者への説明等について確認する必要があるものと考えております。

審査部局からの説明は以上です。

○**菅部会長** ありがとうございます。それでは各論点について調査実施者から御回答をお願いいたします。

○**小松総務省統計局経済統計課長** こちらにつきましても総務省統計局から御説明を申し上げます。

回答は6ページからになります。論点は計4つございまして、ただ、これも相互に関わるところがある関係から、まとめた形で回答させていただいておりますので、御容赦いただければと思います。

まず、令和3年調査それから令和6年度に実施した試験調査の結果につきましては、この表のとおりとなっております。簡単に令和3年の調査を概説いたしますと、直轄調査で6割、調査員調査では約4割という形のオンライン回答率となっているということです。令和6年の試験調査、先ほどの事務局から御紹介されましたオンライン先行方式を行いました結果を見ますと、直轄調査では87.4%ということで27ポイントの増、それから調査員調査では60.7%ということで約20ポイントの増という形で、大幅に回答率は上昇している形になっています。試験調査でこのような形ということでございまして、令和8年の調査においても令和3年調査以上のオンライン回答率は期待できると考えてよいのではないかと考えています。

また、今回の見直しによりまして、調査員の活動開始前に調査への回答をオンラインで完了する事業所が一定数というか、それなりに増えると考えていますことから、調査員の事務負担の軽減にも役に立つのではないかと考えているところです。地方公共団体はなかなか調査員確保が困難、また存続事業所に対して国から調査書類等を郵送してほしいとい

う意見は結構やはり頂いてきています。今回のオンライン先行方式については、これらに応えた方法としても適切なものになっているのではないかなと考えています。

今回原則オンラインという形にすることに関しましては、事前に当然全国的な広報で周知をさせていただくほか、国から郵送する依頼状等の用品に明確にこの辺は記載することとともに、下に御参考ということで、どんな感じのものを記載するかが書いていますが、こんなものを出すとともに、実査中においても各種用品やコンタクトセンター、コールセンターだけではなくて、ウェブサイト等のチャネルからも問合せに対応する窓口としてコンタクトセンターという言葉を使っていますが、こちらを通じて丁寧に御説明を行ってまいりたいと考えているところです。

私からの説明は取りあえず以上です。

○菅部会長 それでは、ただ今の御説明に対し御質問、御意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

本日、審議協力者として東京都さん及び大阪府さんに御出席をいただいております。実査業務を担う東京都さん及び大阪府さんから、もしもこの件に関して御意見等ありましたら頂ければと存じますが、いかがでしょうか。

その前にすみません。東京都さんと大阪府さんに意見を求めたいと思うのですけれども、その前に滝澤専門委員から御意見、御質問を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

○滝澤専門委員 ありがとうございます。恐れ入ります。私から単純な質問ですけれども、御説明資料2の6ページ目の調査員調査の方で、令和8年調査の方ですけれども、新設事業所は基本的には最初は調査員調査で行うのがルールなののでしょうか。その点をお伺いしたいと思います。

○小松総務省統計局経済統計課長 統計局からお答えいたします。御質問ありがとうございます。

厳密に言うと、調査員が配布して回答はオンラインも調査員もありという形での調査になると御認識いただければと思います。配布に関しましては、新設はそもそも調査員が足で歩いて見つけるものですので、これはもう調査員がやるのはどうしようもないということですが、回答は当然、回答者の方で選んでいただいて御回答いただくことを考えています。

○滝澤専門委員 分かりました。できるだけ負担が減らせる方法はないかなと思ってお伺いしました。以上です。

○菅部会長 どうもありがとうございました。新設に関して負担があまり過重にならないようにという御意見だと承りました。

それでは、先ほど言いかけたところですが、審議協力者として御参加いただいている実査を担う東京都さん及び大阪府さんからもし御意見がございましたら、あるいは御質問等がありましたらお願いしたいですけれども、まず東京都さん、いかがでしょうか。特にありますでしょうか。

特にございませんでしょうか。ないでしょうか。

それでは大阪府さん、いかがでしょうか。

特にはございませんでしょうか。

特にはないということですので、よろしいかと思えます。

これは余談ですが、昨日、高速道路でETCが使えなくなったのですけれども、なかなか復旧しなかったんですけれども、あれを見ると、オンライン100%って本当に大丈夫かと思わないでもなくて、80%くらいがいいのではと、これは半分余談ですけれども。必ずしも100%も決してよいというか、ロバストなシステムではないような感じもするので、まあ80%くらいがいいのかなと、これは余談ですけれども思ったという感じですね。

ということで、過重な負担にならないようにしていただけたらと、これについては皆さんの御了承を頂けたということで、その点について御注意くださいということでもあります。

松村委員、よろしく願いいたします。

○松村委員 ありがとうございます。非常に細かい質問で恐縮ですけれども、先ほど滝澤専門委員からあった調査員調査のところで、オンライン回答がなかった存続事業所の方に、紙とオンラインを同時に配布とあります。非常に細かいですが、オンライン用は既に配っている中で、もう一回ここで紙とオンラインを渡すのは、なくしているかもしれないという丁寧心以上の何かがあったりするのでしょうか。

もう一つ、引き続きオンラインで回答するときは各企業にIDが渡されて、ハード画面みたいなもので誰かがIDを入力して回答する形式が今回も採用される形なのでしょうかという、2点です。

○小松総務省統計局経済統計課長 お答えします。1番目、オンラインで回答していないところにもう一回オンラインを配るのかという話ですが、これはオンラインで回答しないという明確な意思表示があったわけではないところで、この段階だと半分ぐらい督促の様相を示しているところがございます。なかなか忙しくて回答できないとか、すっかりそのまま忘れていたとかという方が結構やはり多い時期ですので、この段階ではできるだけオンラインで回答してもらいたいという思いを込めて、両方選べるようにお配りすることを考えています。

2つ目のIDの点に関しましては、なかなかこれは難しい問題かとは思っています。世帯系のところでは徐々にQRコードを読めばできますみたいになっているところもございますが、一方でこの経済センサス-活動調査くらいになると、なかなかスマホだけで答えるみたいな規模ではないところも結構多いところもございまして、現状ではIDは調査ごとにやはり発行されてしまうところがあって、そういう形で対応しているのが現状です。

一方で、いろいろとそういう御意見があること自体は重々承知してございますので、御意見を踏まえまして、今後また、独自のシステムでやっているわけではないところもございまして、その辺は心に留めてしっかりと改善を図ってまいりたいと考えています。

以上です。

○松村委員 ありがとうございます。2点目の方ですが、今言われたように回答方式の多様化はまさにありがたいことだと思います。あともう一つ、企業の場合は全ての項目に一人で回答するわけではないケースが多いので、1つのIDで誰か一人だけしか答えられな

いのはストレスになる場合もあります。

非常に理想的なことを申し上げると、複数の人間が同時に入って回答ができるとか、あと、エクセルでの回答票みたいなものがオンラインにくっついていて、それを社内で取りまとめる人は中で回して回収し、入力する人がまとめて入力することができる、非常に実務的にはありがたいと思います。経済センサス調査に限ることではないですが、少し意見として述べさせていただきます。

○小松総務省統計局経済統計課長 ありがとうございます。非常に真剣に考えていただき誠にありがとうございます。

複数のIDに関しましては、仕組みになっていないこと以上に、おそらく排他制御みたいなことをそもそも考えているシステムになっていないと思いますので、そういうことをやった方がうまくいくのかどうか、場合によっては一回書いたものをほかの方が少し変えてしまうみたいな危険性も正直あるかと思っておりますので、実現性についてはよく考えた上で、申し訳ございませんがうちの調査だけのシステムではないこともありまして、御意見としては担当にお話をさせていただきたいと思っております。

あと、補助資料の件。直轄調査ではそもそもエクセルの調査票をメインに配っておりまして、そちらでまずはやっていただければ、それはそれで似たようなことは多分できるのではないかと思います。それ以上、例えば補助用紙みたいな用紙があるのかどうかみたいな話に関しては、皆様方の御意見を踏まえたような改善ができるものがあれば、また考えてまいりたいと思っております。補助用紙を勘違いして出されても意味困ってしまうところもありますので、なかなか間違われぬようにということ少し難しいところもございます。私個人としてはそういう御意見を聞いたのは初めてでして、非常に貴重な御意見をありがとうございます。

○菅部会長 これは要するに、今の御説明だと、例えば複数のIDでログインは間に合うのですか。とても間に合わない話なんですね。だから今の御回答はどちらかという、今回の活動調査には間に合わないけれども、参考になるので今後の調査に反映できるのであれば、ということになるんですかね。

○小松総務省統計局経済統計課長 そういう御要望の一つとしては非常に大きな御意見だとは思っておりますので、それを踏まえて、そもそも変えた方がいいのかどうかという話も含めて、よく考えさせていただきます。

○菅部会長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○松村委員 そうですね、はい。この調査だけの問題ではないことは存じておりますので、広く御検討いただければありがたいと思います。

○菅部会長 そうすると、この件に関してはおおむねというか、先行方式に関して御了承は頂けたけれども、より企業が、回答者側が記入しやすい管理の仕方、IDを含めた管理の仕方を今後御検討いただきたいと思います。ただ、これはこの調査には間に合わないわけですが、そういう形で意見がありましたという形にさせていただけたらと思います。

東京都さんが発言のミュートが解除できない状態になっているそうですので、チャットで御意見あるいは御質問を頂けたらと思います。よろしいでしょうか。

それでは後ほどチャットで頂けたらその時に戻りますけれども、対応させていただきたいと思います。

それでは、次に審査メモの7ページ「イ 一部の報告者における調査票の配布、回収方法の見直し」について、事務局から審査状況の御説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）室経済統計担当統計審査官室調査官 それでは審査メモの7ページ「イ 一部の報告者における調査票の配布、回収方法の見直し」を御覧いただければと思います。本調査ですけれども、次の8ページの表4にありますとおり、報告者の特性に応じて調査票の配布・回収について、いわゆる直轄調査と調査員調査を使い分けているところです。大まかに分けると、直轄調査は複数事業所を有する企業、あとは単独事業所企業で比較的規模や資本金が大きいもの。調査員調査は個人経営企業や比較的規模の小さな単独事業所企業。ざっくり分けるとこのような対応となっているところです。

本件申請では、そのうち「会社、会社以外の法人」の単独事業所のうち、「社会保険事業団体」について、従来の調査員調査から直轄調査に変更することを計画しております。また、先ほど既に調査実施者から御説明いただいておりますけれども、「法人でない団体のうち非ネットワーク型産業」の事業所につきましても、同様に直轄調査に変更することを計画しております。

こちらにつきましては審査部局といたしましてもおおむね適切と考えているところではございますけれども、調査方法を変更する必要性等について確認する必要があると考えております。

審査部局からは以上です。

○菅部会長 それでは各論点について調査実施者から御回答をお願いいたします。

○小松総務省統計局経済統計課長 総務省統計局から御回答を申し上げます。

すみません、1つは先に説明をしてしまいましたが、両者とも基本的に、先ほど事務局で御説明いただきました大規模なところについては直轄でというイメージである程度合っているような変更になっているかと思えます。社会保険事業につきましては、回答の8ページにございますとおり、「社会保険事業サービス」の売上高は約105兆円ございますが、うち4割が比較的小規模な事業所を対象とする調査員調査の対象となっていたこともございまして、社会保険事業につきましては直轄調査対象で一応やっぺいこうという形で考えているところです。ほとんど大きなところは直轄の方に持っぺいこうというイメージと同様という形です。国が調査実施事業者と一体になることで、当該事業所からの問合せ等に対しては機動的な対応が一応可能になるかなとは考えています。

「法人でない団体のうち非ネットワーク型産業」につきましても、主たるターゲットは共同企業体ということもございまして、これは規模の当然大きいところという認識ですので、大体大きいところについては地方の方々に御苦勞をおかけするよりは、国でしっかりと取っぺいりたいということです。

御説明は以上です。

○菅部会長 それでは、ただ今の御説明に対して御質問、御意見ををお願いいたします。

それでこれは要するに、一点あるとすれば、過去は調査員の方がかなり大規模なところに調査へ行っていたという理解でよろしい？ その時にうまく取れなかったということなんでしょうか。その辺り、要するに調査員が行って、例えば具体的にこんな不都合がありましたということがあったのでしょうか。その辺りは。

○小松総務省統計局経済統計課長 失礼いたしました。基本的に特に調査員調査で取れなかったという話ではないと聞いております。ただ一方で、極めて金額の高いところに対して調査員を行かせるのは基本的に効率性の面からも、また、いろいろな対応等々の面からもあまりよろしくないということで、このようなところは積極的に国の方に引き上げるのは多分以前からもやっているのではないかと思ひまして、その流れの一環だとお考えいただければいいと思います。

○菅部会長 要するに調査員には責任が重過ぎるということだと思って。

○小松総務省統計局経済統計課長 ついでに言うと、時によって売上高が跳ね上がったり思いっきり下がったりするようかなり極端な事業所群でして、そういうところはやはりあまり調査員にお任せするよりは、こちらでやらせていただいた方が効率的かなと思う次第です。

○菅部会長 了解いたしました。これで事情がよく分かりました。

それではほかに御意見、御質問等はございましたでしょうか。これにつきましては特に問題はなかったと、問題はないと整理できると思いますので、御了承いただけたらと思います。そういう形で整理させていただけたらと思います。

それでは、順調にっておりますが、次に審査メモの8ページ「ウ 報告方法の見直し」について、事務局から審査状況の御説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）室経済統計担当統計審査官室調査官 「ウ 報告方法の見直し」についてですが、こちらにつきましては、先ほど共同事業体の御説明を調査実施者から既にしていただいておりますので、そういう意味では少し先取りして審議してしまっているところがございますので、改めての御紹介になりますが、簡単に審査メモの内容だけ御説明いたします。

共同企業体が経営する事業所について、先ほども御説明がありましたとおり、案分処理が前回調査まで必要となるなど報告者負担が大きいことから、今回は1つの独立した事業所として報告していただくということで、変更を計画されているものでございます。審議の内容が若干重なってしましますが、御意見などを頂ければと考えております。

審査部局からは以上でございます。

○菅部会長 これはいかがでしょうか。御質問、御意見をお願いいたします。じゃあ一点どうぞ。

○宮川臨時委員 細かいことですが、これは前提としてまず非ネットワーク型であることと、共同企業体では事業所は1つであるということ想定しているのかなと思つたんですが。例えばネットワーク型のケースもあるのか、あるいは共同企業体が事業所を複数持っているようなケースとかがあって、更にネットワーク型みたいな話があると、単純に事業所に聞くという話ではなくなってくるような気もするんですが。

で、その時に特に複数事業所になっていたりネットワーク型になっていたりとすると、二重計上の問題を後で除去することがなかなか想像ではそんなに簡単ではないような気もするわけですが、その辺りはどのようにお考えなのでしょうか。むしろそんなものはないというのであればそれでいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○菅部会長 いかがでしょうか。御回答いただけますでしょうか。

○萩原総務省統計局統計調査部経済統計課経済センサス室課長補佐 総務省統計局でございます。

そもそも、まずネットワーク型の場合は、「法人でない団体」のゾーンにつきましては売上金額の把握を行わない形になっております。いわゆる売上金額の把握自体が企業ベースで行うものになっておりまして、事業所ごとでは行わない形になっております。今回これでいろいろ問題になっているのは製造業事業所の件が非常にメインになっておりまして、売上金額を取って更に品目なり何なりを少ししっかり取りにいかうというところで、まずこのような形で措置したらどうかという形で考えているところです。

プラスして、当然事業所等々、今おっしゃられたようにネットワーク型、非ネットワーク型等々でぶら下がっているところはございますが、基本的にはあまり、今回もこちらの共同企業体、いわゆるアスコン等々の製造業事業所に関しましては、3年調査で企業調査支援のスキームを入れて、かなり企業の方から少しフィードバック的なところを頂いて、ようやく判明したものですので、御指摘の部分については現状把握できていないところですが、ひとまず把握できているところの問題点への対応といたしまして、このような共同企業体、主に製造業事業所に対する対応等々をしていきたい形で考えているところがございます。

以上です。

○菅部会長 いかがでしょうか。

○宮川臨時委員 製造業のケースで事業所別に調査するという、これはもう基本どおりという感じでいいと思うのですが、仮にネットワーク型だったら、じゃあむしろ共同企業体の生産活動分は、それぞれ企業A、企業Bの企業本社への企業調査票で、その中に活動自体というか売上げ自体も含んで調査をするという話ということですか。

○萩原総務省統計局統計調査部経済統計課経済センサス室課長補佐 基本的にはネットワーク産業系のこのような形態があるのかないのかということ把握していないものでございます。

○宮川臨時委員 例えば建設。ここに書いてありますけれども。

○萩原総務省統計局統計調査部経済統計課経済センサス室課長補佐 建設に関しましてはJ S I Cの中でいわゆる事業所の定義から外れるところがございます。

○宮川臨時委員 いや、事業所ではないのは分かるのですが、その場合は売上げを企業Aと企業Bでそれぞれ案分して、つまり別添3でいうと左側の令和3年と同じような感じで、建設の割合で案分して企業A、企業Bの企業調査票に載っているはずみたいな話ですか。

○萩原総務省統計局統計調査部経済統計課経済センサス室課長補佐 そうですね、そうい

う形で考えています。

○宮川臨時委員　そういう感じ。だから、やはりネットワーク型みたいなものは企業の方に案分して令和3年型で調査をすると。製造業みたいな事業所調査として基本やるところ、商業とかもそうかもしれません、そういうものがあるかどうか分からないですが、それについてのみ共同企業体の事業所として調査をする、そういう整理だと考えればよろしいですかね。

○萩原総務省統計局統計調査部経済統計課経済センサス室課長補佐　はい、おっしゃるとおりです。

○宮川臨時委員　ということですね。分かりました。承知しました。

○菅部会長　もし整理するとなると、基本的に了承いただけたけれども、非常に表現が難しいですけれども、共同企業体がこれで収まるのかどうか事後的に御検討くださいということはあると思うんです。確かに私も少し思うのは、法人でない団体のうち非ネットワーク型産業は共同企業体と同じなのかということですよ。何か違うような気がするということなので、これはなかなかやってみないと分からないところもあると思うので、これについては事後的に検証していただけたらと。それが同義であると言われると、言葉が違うから違うんじゃないかということはそのとおりだと思うので。これは事前に確認するのはとても無理でしょうから、事後的にデータが上がってきた段階で検証していただけたらと。そういう形でよろしいでしょうかね。

大変ありがとうございます。それでは、次に審査メモの9ページ「(3)集計事項の変更」の「ア 『個人経営』複数事業所企業に関する地域別集計の見直し」について、事務局から審査状況の御説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官(統計制度担当)室経済統計担当統計審査官室調査官　それでは9ページの「(3)集計事項の変更」のうち「ア 『個人経営』複数事業所企業に関する地域別集計の見直し」を御覧いただければと思います。本調査につきましてですが、「個人経営」の複数事業所企業については、「本所・本社・本店」に該当する事業所において企業全体の売上高を報告していただき、「支所・支社・支店」に該当する事業所については売上高を報告いただかない代わりに、地域別集計の際には本社事業所で把握した「企業全体の売上高」を当該企業に所属する事業所の事業従事者数で案分して、各事業所が所在する地域の売上に合算する方法をこれまで取ってきたところです。

本件申請では、これまで実施してきた事業所単位で売上高を案分する方法を取りやめ、本社事業所が所在する地域に企業全体の売上高を計上することを計画しているものです。また、先ほど調査事項の変更の中でも少し触れましたが、これに合わせまして、「個人経営」の「支所・支社・支店」における「本所の正式名称・所在地等」、いわゆる本所と支所のひも付けをするための項目ですけれども、こちらの把握も併せて取りやめることとしておるところです。

これにつきましては、以下の論点に掲げてありますとおり、集計方法を見直すに至った背景事情や検討結果などについて確認する必要があるものと考えております。

審査部局からは以上です。

○菅部会長 それでは各論点について調査実施者から御回答をお願いいたします。

○小松総務省統計局経済統計課長 総務省統計局でございます。

この論点につきましてもいろいろと関わる場所がございますことから、3点一括して御回答を書かせていただいています。御回答の9ページを御覧いただければと思います。

本件部分に関しては、最初に下の表の赤枠で囲っている2つ上のところを御覧いただければと思いますが、全体に比して約0.1%の部分に関しての推計方法の変更というイメージになります。かなり細かいところの変更であることについては御理解いただければと思います。ということが一つです。

これまではそういう意味では、先ほど事務局から御説明いただいていたとおり、要は取れるものでできるだけ精緻なものを作ろうということで案分をしてきた形ですが、ただそれをやった結果といたしまして、令和3年調査の結果として、先ほど御覧いただいた表を見ていただければと思いますが、案分する前の「企業等に関する集計」の結果と案分した後の「事業所に関する集計」の結果で相当な差が出てしまったことになっていまして、やはり本支の別に関してはなかなか御回答いただけるのが結構難しいところがあったのかなと思ったところです。

こちらはせっかく企業ベースでこれだけ積み上げていただいたのに、地方に分割すると売上高が減ってしまうのはさすがによろしくないだろうということで、方法についていろいろと検討いたしました結果、回答のところの2段落目ですが、令和3年の調査結果を確認したところ、事業所のうちの9割の支所が本所と同一都道府県内に所在している事実が判明したということにして、このような形であれば、ほぼ半数ぐらいにわたる売上高を要は捨ててしまうよりは、傘下の事業所が同じ県にあると見て案分した方がより精度の高い結果になるであろうということをお考えまして、今回推計の方法を変えることを企画しているということです。

このような形に変えてまいると、地方別の集計部分と企業ベースの集計部分と数字が少なくとも合う形になりますので、非常に比較上もいいのではないかと考えてございます。

最後の段落でございますが、これにより、本所と支所の関係を特定するための調査事項につきましては、これにしか使っていないこともありますので、廃止させていただくことを考えているということです。

御説明は以上です。

○菅部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明に対し御質問、御意見をお願いいたします。

これは大変な作業をやっていたけれども、それほどインパクトはない上に、かえって表によって数値が異なるという意味で利用上の不便をもたらしているということで、その意味では合理性があるという話だと思われまます。その意味では、当初の案としては複数事業所企業の傘下事業所は全部分けるんだという原則にのっとって個人企業までそのように適用したけれども、合理性があまりないということによろしいのではないかとと思われまます、いかがでしょうか。特に個人企業の分析上そうでなければいけないということがないと思われまますので、よろしいのではないかとと思われまますので、これについては特に御異論もな

いという形で御了承いただけたらと思います。

そして、ここで東京都さんから先ほどの件、これはオンライン調査の件ですね、これに関してチャットで御意見、御質問を頂いておりますので、よろしくお願いたします。

○植松総務省政策統括官（統計制度担当）室経済統計担当統計審査官室統計審査官 では審査官室から、東京都さんのチャットでの御指摘を説明させていただければと思います。簡単に説明させていただければと思います。

東京都さんはこちらの見直しに当たりまして研究会及び試験調査に御協力されているということで、改善点などの御意見を申し上げてあり、おおむね反映いただいているということですが、その上で2点ということです。

1点目が、中小の事業所を対象とする調査員調査におきまして、令和8年調査に向けてオンライン回答率が向上するよう、仕組み・工夫の検討について引き続き御尽力いただきますようお願いいたしますということです。中小事業者の回答結果が直轄調査に比べて売上げの割合では小さいということですが、地元の産業振興を担う自治体あるいは経営計画を立てる事業者にとっては貴重なデータでとても重要ということです。回答率向上のためには報告者の負担軽減を求められておるということで、コンタクトセンターのサポート体制の充実、あるいはオンライン回答の調査票の入力方法が分かりやすいものとなるような更なる工夫をお願いしたいということです。

それから2点目、調査票のうち製造業、卸売・小売業の調査票が中小事業者にとって内容が難しいものとなっていると。また、自治体におきましても照会への対応、あるいはオンライン回答の審査を進める上で苦慮する部分も多いということで、国、主に経済産業省さんにおきましては地方への積極的な支援をお願いしたいということです。地方といたしましても、引き続き様々な場面、御提案、御協力で国と一緒によりよいものにしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします、ということです。

以上です。

○菅部会長 それでは、これは要望ですけれども、調査実施側から御回答をお願いします。

○小松総務省統計局経済統計課長 統計局から御回答させていただきます。

東京都の方々に関しましては、非常にいろいろな場面で御協力いただきながらやってきたということで、非常に御意見についてもうなずけるところがあると思っています。

中小企業のオンライン回答に関しましては、別に私どもも特に諦めているわけではなく、当然進めていくものだと考えております。一方で、回答の7ページ目を御覧いただければと思いますが、試験調査のオンライン回答率を書いてございますけれども、必ずしも中小と個人経営とは限りませんが、法人与個人との間でやはりどうしても差が出る。なかなか世帯の方に近付けば近づくほどオンラインの回答率は微妙に低い傾向があることは今までのほかの調査でも何となく分かっておりまして、この辺に関しましてはそれなりに息の長い対応が必要などところになるかなとは思っています。

この意味合いで、例えばよりオンラインの方に誘導できるような広報ですとか、またオンラインの回答がより分かりやすくなるような御案内の仕方とか、そういうことについては今回も一生懸命努力してまいりたいと思っておりますし、その辺のことについては都道府

県とも御相談しながら話を進めてまいり所存でして、引き続き御協力をいただければ非常にありがたいと思っていますところです。

あと、2点目に対しては取りあえず一般論だけ申し上げますが、基本的に地方の方々と御相談しながら、困っていることに対してできるだけ対応するのはもう基本的な路線でして、できること・できないことはあっても、御相談しながらできることはやっていきたいと思っていますところです。何か追加でございますか。

○田邊経済産業省大臣官房調査統計グループ構造・企業統計室長 経済産業省でございます。御意見を頂いてありがとうございます。

まさに今、小松課長におっしゃっていただいたとおりです。我々の方でもできることについては積極的にしっかりやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○菅部会長 どうもありがとうございます。東京都さん、御回答は難しいと思ひますので、多分今の御回答で納得していただけたのではないかなと思ひます。

まだ少しだけ時間がありますので、最後の項目に移らせていただきたいと思ひます。次に審査メモの10ページ「イ その他の集計事項の見直し」について、事務局から審査状況の御説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）室経済統計担当統計審査官室調査官 それでは10ページの「その他の集計事項の見直し」を御覧いただければと思ひます。本調査の集計事項につきましては基本的に前回令和3年調査の集計事項を継承することとしておりますが、審査メモの中の表5に①から⑤までありますとおり、利用者のニーズや要望を踏まえて集計事項の充実を図る一方で、⑥にありますとおり、詳細なクロス集計を行うことによつて該当値がないというセルが多く発生していた表につきましては区分を見直すといったことを計画しているところです。

これにつきまして、審査部局といたしましても、利用者ニーズ等を踏まえたものでありおおむね適当と考えておりますが、論点にありますとおり、利活用面での支障等について念のため確認する必要があるものと考えているところです。

審査部局からは以上です。

○菅部会長 それでは各論点について調査実施者から御回答をお願いいたします。

○小松総務省統計局経済統計課長 総務省統計局でございます。

廃止・削除する集計表に関しましては、国及び地方公共団体における利活用状況の実績、それから今後の利用予定があるかどうか、また一般のニーズ等々、要はアクセスがどのくらいあるかみたいな話も含めて勘案した結果、利用が極めて少ないことが確認された集計事項について廃止・削除する方針の下で選んでいる形になっています。

ただ、当たり前といえば当たり前でございますが、こちらは調査票情報の二次利用の制度を使えば当然のことながら集計ができるものということではございますので、一応その辺、何かそういう動きが出てくればまた改めて検討するというところで、今回についてはこのような形にさせていただきたいと考えてございます。

○菅部会長 それでは、ただ今の御説明に対し御質問、御意見を御願ひいたします。いか

がでしょうか。各府省・地方からの要望をそのまま反映させましたということですので、適切な判断ではないかと思われませんが、特に御意見はございませんでしょうか。

問題ないのではないかと、御了承いただけたのではないかとと思われます。

それでは、長らく先生方ありがとうございました。ほぼ予定した時間になっておりますので、本日の審議はここまでとさせていただきたいと思えます。第2回の部会では残りの事項について審議を行いたいと思えます。また、本日の部会での審議の様様につきましては、4月の統計委員会において私から御報告させていただきます。

それでは事務局から御連絡をお願いいたします。

○松本総務省政策統括官（統計制度担当）室経済統計担当統計審査官室副統計審査官 本日は熱心な御議論をありがとうございました。

次回の部会は5月2日、金曜日、10時から開催いたします。次回もウェブ併用で開催する予定です。

また、本日の部会審議の内容につきまして追加の御質問あるいはお気付きの点などがございましたら、今週金曜日、11日の15時までにメールで事務局へ御連絡いただければと思えます。

最後に、本日の部会の議事録については、事務局で確認次第、御確認をお願いしたいと存じます。メールで送らせていただきますので、メールが届きましたらよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○菅部会長 ありがとうございました。

以上をもちまして本日の部会は終了といたします。次回の部会審議もよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。